

関西合同支部酸和運送分会 結成!!

26日に結成通知をおこない、ローリー運転手6名全員が加入



2024年2月24日(土)大阪府高石コミュニティーセンターにて建交労関西合同支部酸和運送分会結成大会を開催しました。酸和運送(株)はエア・ウォーター系の高圧ガスタンクローリー及びバラ瓶輸送をおこなう会社で和歌山に本社があり、大阪堺市などにもある会社です。今回も和歌山本社で結成され、全国酸素部会では約9年ぶりの結成となります。

亀山分会長を筆頭に5名の仲間が新しく加わることになりました。分会結成にいたる相談が全国酸素部会にあり非公然対策会議を開催し内容を聞いたところ、「炭酸ローリーの県外輸送(和歌山県外)では高速を使用した場合に高速料金を自己負担しなければならない、走れば走るほど労働時間は長くなるが、高速料金が引かれるため、労働時間に対しての給料が減る」などの相談でした。早急に組合を結成し、交渉することが重要だと考え、職場で議論をしてもらい、対策会議の中で会社への要求をまとめ、6項目の要求を決定しての結成大会となりました。

4月1日から大型最高速度90kmへ本日公布

政府は2月27日に車両総重量8トン以上の中型・大型トラックの高速道での最高速度を、現行の時速80キロから90キロに引き上げる政令を閣議決定し、本日3月1日に公布されました。4月1日から適用となります。事前の労働組合に対する調査では反対意見が多数であった最高速度の引上げをおこないました。

安全・安心な輸送を実現するため、社速を80km/hで維持するなどの対策が必要です。また、速度抑制装置(リミッター)の引上げなどはおこなわせないようにする必要があります。

政令第四十三号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二十二條第一項及び第百十四條の六の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第二十七條第一項第一号イ及びロ中「除く」の下に「。次号において同じ」を加え、同項第二号中「前号イからへまで」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 大型自動車のうち前号イに掲げるもの以外のもの及び中型自動車のうち同号ロに掲げるもの以外のもの
九十キロメートル毎時

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。
- 3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 4 この政令の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関しては、なお従前の例による。

理由

最近の道路交通をめぐる情勢の変化に鑑み、大型自動車等のうち専ら人を運搬する構造のもの以外のものが高速自動車国道の本線車道等を通行する場合の政令で定める最高速度を引き上げる必要があるからである。